

自転車ロードサービス規約（ZuttoRide セーフティライド会専用）

この規約（以下「本規約」という）は、ZuttoRide セーフティライド会会員限定の自転車保険に加入の被保険者に対して提供する対象車両搬送サービス（以下「本サービス」という）について定めたものです。

第1条（本サービスについて）

1. 本サービスは、ZuttoRide 株式会社（以下「ZuttoRide」という）が運営します。
2. 本サービスとは、日本国内の対象地域で発生する、別途定める車両事故や車両故障の際に被保険者が本規約に従いZuttoRideが提供する対応サービスをいいます。

第2条（本サービスの提供）

1. サービスの対象

- (1) ZuttoRide セーフティライド会会員（以下「会員」という）および被保険者は、本規約を承諾のうえ、本サービスの提供を受けるものとします。
- (2) 利用者は、本サービスが付帯される保険契約に定める保険契約の被保険者※とします。
※保険契約のご契約者と被保険者本人が異なる場合は、ご契約者はサービス利用者となりません。また、保険契約が家族型の場合、当該家族全員が被保険者となりサービス利用者となります。

2. 対象車両

被保険者が使用している防犯登録ステッカーが貼付された自転車（以下「対象車両」という）とし所有者は問いません。ただし、自転車の使用について所有者の承諾を得ていない使用中の自転車は対象外となります。

3. 提供期間

提供期間は、本規約第4条（本サービスが付帯される保険契約）に定める保険契約の保険期間とします。なお当該保険契約が保険期間中に解約・解除または失効となった場合、ZuttoRideは、解約・解除日または失効日以降、本サービスの提供を行いません。

4. サービスの利用

- (1) 本サービスを利用する場合、被保険者はZuttoRideへ会員番号・氏名・防犯登録番号・車両情報・現場住所・トラブル内容などを連絡します。
- (2) ZuttoRideは、本サービスの提供に必要な場合、身分証の提示や必要な情報の提供を被保険者に求めることができるものとし、ZuttoRideから要請があった場合、被保険者は要請に応じ必要な提示や提供を行うものとします。被保険者が必要な提示や提供を行わない場合、本サービスが提供できないことがあります。

5. サービスの終了

- (1) 保険契約の終了、または、会員登録が取り消された場合、本サービスの提供は同時に終了するものとします。
- (2) 本サービスが終了した場合といえども、本サービスの終了までに完了していない本サービスの対価がある場合、会員の当該対価の支払い義務は有効に存続するものとします。
- (3) ZuttoRideは、会員およびサービス利用者に事前に通知することにより、本サービスの提供を終了または中止することができます。

6. 本規約の廃止・変更

ZuttoRideは、その都度、事前または事後に会員に対して文書による通知またはZuttoRide セーフティライド会もしくはZuttoRideのホームページに掲載すること等の手段により本規定を廃止・変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を了承するものとします。

7. 本サービスの責任

- (1) 天候や道路状況、作業混雑状況などにより作業車が遅れるまたは現地に到着できないことがあったとしても、ZuttoRideは、一切の責任を負いかねます。
- (2) 沖縄本島・淡路島以外の離島、林道・競技場などは、本サービスの提供対象外地域となります。また、公道以外の場所も対象外となります。なお、しまなみ海道のような道路が繋がった島であれば本サービスの対象地域となります。
- (3) ロードレースやトライアスロンなど、競技中に発生した事故・故障はサービス対象外となります。
- (4) 崖や海・川・水路・側溝・道路外等に転落した自転車や、室内・地下の吊上作業は、ZuttoRideでサービス提供が難しいと判断した場合、提供ができない場合がございます。
- (5) 対象車両を搬送する車両への被保険者の同乗は、できない場合がございます。
- (6) ZuttoRideは、緊急レスキューを第一優先にサービスを提供しています。緊急性を要しない場合は、事故・故障に起因する内容であっても優先度は低いものとみなし、通常の会員サービスよりも時間を要する予約作業としての取扱いとなり、翌日以降のサービス提供となる場合がございます。また、原則搬送先のショップ営業時間帯での対応となります。

8. 免責

事務局、提携会社及びZuttoRideは、本サービスの利用または利用できなかったことにより発生した被保険者または第三者の損害に対し、故意または重大な過失がない限り、いかなる責任も負わないものとしします。

第3条（対応サービス）

本サービスには、以下のサービスが含まれています。

(1) 対象車両搬送サービス

被保険者は、ZuttoRideに所定の手続きを行い、対象車両を自転車店又は自宅など指定の場所まで搬送する場合にZuttoRide指定の業者による搬送サービスを受けることができます。なお、搬送する距離は1回40kmまでとなります。無料搬送サービスは1年間に2回までとなり、また、同一のトラブルに対して1回のみとなります。

※無料距離は実走距離となります。いずれのプランも1回あたりのレッカー搬送距離で規定無料距離を超過する場合の費用は1kmあたり550円（税込）とします。距離換算は実際にレッカー車で搬送した実走距離となります。

※1年間に本サービスを3回目以降利用する場合は、実費負担となります。

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本サービスは提供されません。ただし、被保険者からの要請がありかつZuttoRideが認めた場合において、ZuttoRideは、別途定める料金を会員が負担することを条件として自転車ロードサービスを提供することができるものとしします。

- ① 被保険者本人以外からの依頼の場合（特別に本人が連絡できない事情があるとZuttoRideが認めた場合は除く）
- ② 自転車の使用について所有者の承諾を得ていない使用中の自転車の場合
- ③ 事故・故障に起因しない場合
- ④ 自力走行可能な場合（走行に支障が出る明確な症状が現れていない場合）
- ⑤ 保険契約発生前に起きた事象によるトラブルの場合（事後入会禁止）
- ⑥ 自然災害（地震・噴火・風水災）・火災・爆発・戦争・暴動などに起因する場合
- ⑦ 点検・整備等を目的とする場合
- ⑧ ZuttoRide以外の業者にレッカーを手配した場合
- ⑨ 6ヶ月を超える期間の保管または放置に起因する場合
- ⑩ 一度の事故・故障に対し、2回目以降の再依頼の場合
- ⑪ 被保険者自身により改造・修理を行ない、自力走行不能となった場合

- ⑫ 被保険者が病気・怪我等により運転できない場合（レッカー依頼の原因となった事故による怪我を除く）
- ⑬ 事故の相手方または保険会社が費用を負担する場合
- ⑭ 被保険者が、飲酒運転などにより正常な運転ができない場合
- ⑮ 林道など通常の走行に不適切な場所に対象車両がある場合
- ⑯ 本サービスの提供が不可能な場所に対象車両がある場合
- ⑰ 本サービスを行うことによって、被保険者、本サービスに従事する者または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあるとZuttoRideが判断した場合
- ⑱ 被保険者が本規約に違反した場合または本規約に反する利用をしようとした場合
- ⑲ 被保険者が本サービスの利用にあたり、虚偽の情報をZuttoRideに提供した場合
- ⑳ その他、本サービスを適正に提供することが困難であるとZuttoRideが判断した場合
- ㉑ 車両売却や引越しを伴う車両搬送の場合
- ㉒ 加入時に対象車両であってもその後の改造等でZuttoRideがサービスを提供する条件を満たしていないと判断した場合
- ㉓ 1年間に本サービスを3回以上使用した場合
- ㉔ リコールの場合

(3) 対象車両搬送サービスの注意事項

- ① 搬送距離200km（直線距離でなくZuttoRideの調査した実走距離）を超過する場合、対象車両を店舗または自宅へ戻すための長距離搬送は、数日から数週間の時間を要する場合があります。
- ② 搬送に関して希望される日時に添えない場合があります。
- ③ 車両の積込から搬入までの作業中の車両の汚損等は補償対象外となります。

第4条（本サービスが付帯される保険契約）

本サービスが付帯される保険契約は、ZuttoRide セーフティライド会会員限定の自転車保険とします。

第5条（申込み）

本サービスは、自転車保険の契約期間途中からの申込みは受付できかねます。

第6条（解約・返金）

本サービス単体での解約はできかねます。

自転車保険の解約等の際、本サービスを一時払でご契約の場合に限り、月割りでの返金となります。返金額は、次の算式によって計算した額を返還します。

返金額	=	年額料金	-	既経過期間に対し月割によって計算した年額料金
-----	---	------	---	------------------------

※10円未満の端数が出た場合は1円位を四捨五入して10円単位とします。

※月払でご契約の場合、日割りでの返金はありません。

※保険を使用し、保険が失効となった場合、本サービスの年額料金の返金はありません。

2020年12月17日制定